

平成21年度決算

公営企業の資金不足比率の状況

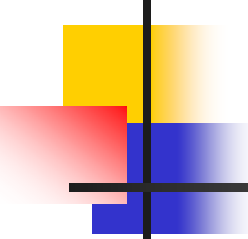
(単位: %、千円)

公営企業会計名称	平成21年度		平成20年度	
	資金不足比率	資金不足額	資金不足比率	資金不足額
水道事業会計	-	803,415	-	739,310
病院事業会計	-	0	-	0
簡易水道事業特別会計	-	9,697	-	12,297
集落排水事業特別会計	-	12,326	-	8,192
公共下水道事業特別会計	-	55,060	-	94,112
浄化槽整備事業特別会計	-	8,823	-	10,408
工業用地造成事業特別会計	-	0	-	0
宅地造成事業特別会計	-	43,230	-	44,807

資金不足額については、黒字の場合は負数で表示されます。

経営健全化基準

20.0



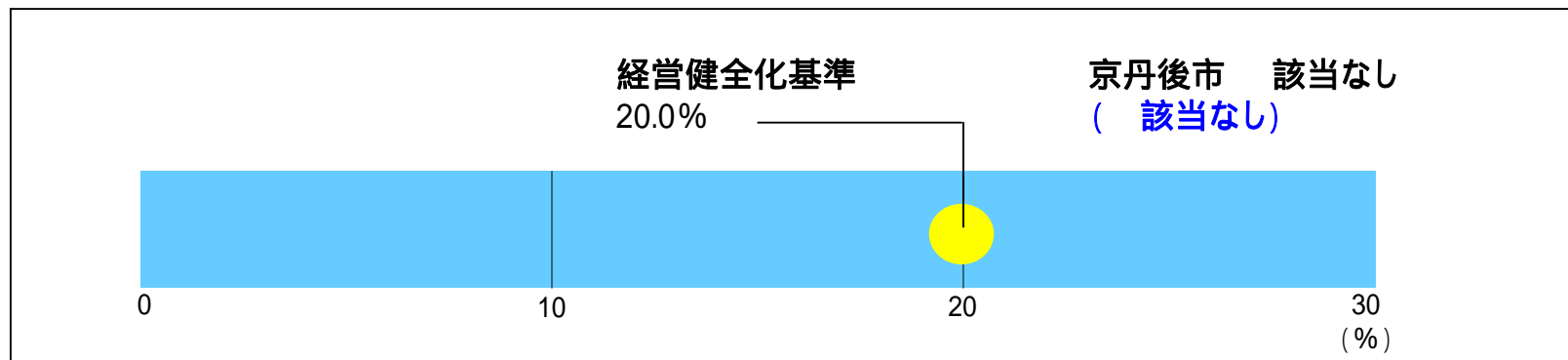
総括

- 平成21年度決算に基づく京丹後市の公営企業の資金不足比率は、2つの企業会計、6つの特別会計のすべてが黒字であり、国の定める経営健全化基準の範囲内となりました。
- 病院事業会計では平成19年度に経営健全化基準を超える23.3%の資金不足比率となっていたが、平成20年度に資金不足（赤字）を補うため、公立病院改革プランに基づく経営改善や病院特例債（借金）を発行したことにより資金不足がなくなりました。平成21年度においても病院特例債の期末残高などにより資金不足となりませんでした。

資金不足比率

すべての会計で資金不足なし
(20年度 該当なし)

- 公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を示します。数値が大きいほど経営状況が深刻化していることを表します。
- 平成21年度はすべての企業会計及び特別会計で資金不足比率は生じていません。



$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$